

**国立研究開発法人森林研究・整備機構建設工事等
請負契約指名停止等措置要領**

平成15年5月30日

14森林総研第1833号

最終改正：29.3.31（28森林総研第1946号）

(指名停止)

- 第1条 国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）の契約責任者（国立研究開発法人森林研究・整備機構会計規程（13森林総研第56号）第7条第1項に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）が存する機関の長（以下「機関の長」という。）は、有資格者（国立研究開発法人森林研究・整備機構競争参加資格審査要領（13森林総研第89号。以下「資格審査要領」という。）第6条第1項に規定する有資格者をいう。以下同じ。）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。
- 2 機関の長が指名停止を行ったときは、契約責任者は、工事等の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第2条 機関の長は、第1条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。
- 2 機関の長は、第1条第1項の規定により共同企業体に指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 機関の長は、第1条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

- 第3条 有資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- (1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間（指名停止の期間中も含む。）に、それぞれ別表各号の措置条件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 機関の長は、有資格者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号、前2項及び第4条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。
 - 4 機関の長は、有資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24ヵ月を越える場合は24ヵ月）まで延長することができる。
 - 5 機関の長は、指名停止の期間中の有資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項及び第4条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
 - 6 機関の長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

第4条 機関の長は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合で有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号又は第7号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間。
- (2) 別表第2第4号から第7号に該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45条）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の2第8項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間。

(3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間。

(4) 公共機関又は農林水産省関係の他の独立行政法人の職員が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間。

（指名停止の措置対象区域の特例）

第5条 機関の長は、有資格者が別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において当該有資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、措置対象区域（別表第3に規定する措置対象区域をいう。）の一部を限定して指名停止を行うことができる。

2 機関の長は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当し指名停止の期間中の有資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかになったときは、当該有資格者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。

（指名停止の通知）

第6条 機関の長は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により指名停止を行い、第3条第5項若しくは第4条第2項の規定により指名停止の期間若しくは措置対象区域を変更し、又は第3条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ別紙様式第1号、別紙様式第2号又は別紙様式第3号により通知するものとする。

2 機関の長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が機構の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約相手方の制限）

第7条 契約責任者は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。

2 契約責任者は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、あらかじめ機関の長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。

（下請等の禁止）

第8条 契約責任者は、指名停止の期間中の有資格者が当該所属契約責任者の契約に係る

工事の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 機関の長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口答で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要領は、平成15年5月30日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年2月2日から施行する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成18年2月1日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年4月2日 18森林総研第1616号）

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成27年1月22日 26森林総研第1133号）

この要領は、平成27年1月22日から適用する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成27年1月22日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附則（平成27年3月31日 26森林総研第1674号）

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附則（平成28年3月31日 27森林総研第1852号）

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附則（平成29年3月31日 28森林総研第1946号）

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

別表第1 森林研究・整備機構発注工事において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 機構が発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 機構が発注する請負契約に係る工事金額が2,500千円を超える工事（以下この表において「機構発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>3 前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、機構発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 機構発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 機構発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大事故と認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 2週間以上2ヵ月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
<p>(贈 賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が機構の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等（有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 一般役員等（有資格者である役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が機構の役職員以外の農林水産省関係の他の独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使 用 人</p> <p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使 用 人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>2ヵ月以上6ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>2ヵ月以上6ヵ月以内</p> <p>1ヵ月以上3ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>2ヵ月以上6ヵ月以内</p> <p>1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 当該区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>5 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 契約責任者</p> <p>ロ 公共機関又は農林水産省関係の他の独立行政法人</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>2ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>6 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が当該区域内における公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（次号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2ヵ月以上12ヵ月以内</p>

<p>7 次のイ又はロに掲げる者と締結した請負契約に係る工事に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が当該区域内における談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 契約責任者</p> <p>ロ 公共機関又は農林水産省関係の他の独立行政法人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>2ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定を知った日から</p> <p>1ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>9 別表第1及び前号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1ヵ月以上9ヵ月以内</p>

別表第3 措置対象区域及びその範囲

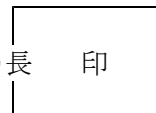
措置対象区域	措置対象区域の範囲
北海道区域	北海道
東北区域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東区域	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県
北陸区域	新潟県 富山県 石川県 福井県
東海区域	岐阜県 愛知県 三重県
近畿区域	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四国区域	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州区域	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
沖縄区域	沖縄県

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構

〇〇〇〇〇〇〇〇長 印



指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 〇〇〇〇〇〇〇〇長 が(の) ① ことは、まことに遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はおかかる事態が生ずることがないように十分注意されたい。 ② (今後はおかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。)

記

- 1 指名停止の期間及び措置対象区域 ③
- 2 指 名 停 止 の 理 由 ④

(備 考)

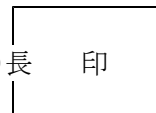
- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②は、第5第2項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の期間の式及び終期並びに措置対象区域を記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構

〇〇〇〇〇〇〇〇長 印



指 名 停 止 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 〇〇〇〇〇〇〇〇の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内容を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間及び措置対象区域 ③
- 2 変更後の指名停止の期間及び措置対象区域
- 3 変更理由

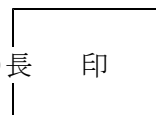
(備 考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構

〇〇〇〇〇〇〇〇長 印



指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 〇〇〇〇〇〇〇〇の指名
停止を行った旨の通知をしたところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知
する。

(備 考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

機構工事請負契約指名停止等措置 要領の取扱いについて

1. 第1条第1項関係

(1) 指名停止については、業務等に関連がなく、かつ、指名停止による実効性がないと判断される有資格者については、指名停止通知を行わないものとする。

なお、農林水産省大臣官房予算課から林野庁を経由して通知される指名停止有資格者の内、農林水産省関係機関が行った指名停止有資格者とは、当該指名停止期間中は契約をしないものとする。

(2) 指名停止期間中の有資格者について、別表各号の措置要件に該当したことにより再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定した時とする。

なお、この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

2. 第2条関係

(1) 下請負人又は共同企業体の構成員に指名停止を併せ行うときの措置対象区域は、元請負人又は共同企業体の措置対象区域の範囲内とする。

(2) 第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格者を共同企業体を通じて指名停止しないための措置であり、既に対象である工事について開札済みであって新たな指名が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。

(3) 第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、第3条第2項の規定に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象とはしないものとする。

3. 第3条第2項関係

(1) 有資格者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。

(2) 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

3の2. 第4条関係

(1) 第4条各号に掲げる事由の二以上に該当することとなった場合には、期間の加重を行うこととする。

(2) 第4号の「悪質な事由があるときは」とは、当該発注者に対して有資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

4. 第5条第1項関係

一般工事における事故に関して指名停止を行う場合において、事故の原因について作業員の個人としての責任が大きく請負人の責任が小さいと認められるときは、管轄する区域の一部を限定して指名停止を行うことができるものとする。

なお、この場合は原則として、都道府県（北海道にあっては支庁）の区域を基準とするものとする。

5. 別表第1関係

(1) 公衆損害事故（第5号及び第6号関係）又は工事関係者事故（第7号及び第8号関係）が次のア又イに該当する事由により生じた場合は、原則として指名停止を行わないものとする。

ア 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転による事故等）

イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

(2) 機構発注工事における事故（第5号及び第7号関係）について、安全管理の措置が不適切であることが認められるのは、原則として、アの場合とする。ただし、イによるものが適当である場合には、これによることができるものとする。

ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

(3) 一般工事における事故（第6号及び第8号関係）について、安全管理の措置が不適切であり、かつ当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

6. 別表第2関係

(1) 「代表権を有すると認めるべき肩書き」（第1号関係）とは、専務取締役以上の肩書きをいうものとする。

(2) 「公共機関の職員」（第3号関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものとし、特別法上公務員と見なされる場合を含むものとする。更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものとする。

(3) 独占禁止法第3条に違反した場合（第4号及び第5号関係）は、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止措置を行うものとする。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発

エ 有資格者である法人の代表者、有資格者である個人又は有資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

(4) 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合（第4号及び第5号関係）は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止措置を行うものとする。

(5) 「業務」（第4号及び第8号関係）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいうものとする。

(6) 「業務に関し不正又は不誠実な行為」（第8号関係）とは、原則として次の場合をいうものとする。

ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 機構発注工事に関して、落札決定後辞退するなど著しく信頼関係を損なう行為があった場合

7. 指名停止期間の決定

指名停止期間の決定に当たっては、公共機関及び他の独立行政法人との均衡を配慮するものとする。

8. 一般競争入札への対応

契約事務取扱規程（平成13年4月2日付け13森林総研第第86号）第9条第2項第2号の「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」として、「農林水産省及び国立研究開発法人森林研究・整備機構の指名停止を受けている期間中でないこと。」という事項を加えて公告するとともに、入札説明書においても当該事項を明らかにするものとする。